

令和4年3月28日(月) 9:00～
第127回 日本解剖学会総会・全国学術集会
Web開催

指定シンポジウム3

CST実施におけるボトルネックの解消法を探る

Part 4

オーガナイザー 東北大学 大和田祐二

座長 産業医科大学 東華岳

関西医科大学 北田容章

令和4年3月28日(月) 9:00～

第127回 日本解剖学会総会・全国学術集会

Web開催

関西医科大学における手術手技研修の 立ち上げの環境整備と今後の課題について

関西医科大学

北田容章

令和4年3月28日(月) 9:00～

第127回 日本解剖学会総会・全国学術集会

Web開催

関西医科大学における手術手技研修の 立ち上げの環境整備と今後の課題について

関西医科大学

北田容章

本講演のスライドは、以下のHPからダウンロード可能です：

<https://www7.kmu.ac.jp/kmucca/>

医師の卒後・生涯教育：手術手技研修

平成24年度～

実践的な手術手技向上研修事業

厚生労働省・委託事業拠点認定

平成24年度
事業開始当初
全国6拠点



医師の卒後・生涯教育：手術手技研修

平成24年度～

実践的な手術手技向上研修事業

厚生労働省・委託事業拠点認定

～令和元年度
事業開始7年後

全国25大学

(実施報告書提出済)



死体解剖保存法と通達

死体解剖保存法

昭和二十四年法律第二百四号

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第二十二條 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

通達 死体解剖保存法の施行に関する件

昭和二四・六・一五 医発五一九 各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知

5 法第二条は、解剖を行う場合の手続的规定であるから、第二条による許可を得ていても、刑法第九十条の規定による死体損壊罪の成立することはあり得る。例えば、遺族の承諾を得ずに解剖し、又は「解剖」の範囲を逸脱する程度の所謂「損壊」行為をした場合は、死体損壊罪が成立することがある。

7 「身体の正常な構造を明らかにするための解剖」とは所謂系統解剖を指称するものである。

9 第十条は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従つて必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。

刑法（死体損壊等）

第九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

死体解剖保存法と通達

昭和二十四年法律第二百四号

死体解剖保存法

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖する場合

二 医学に関する

2 保健所長はよる許可を与え

3 第一項の規

第九条 死体のる地の保健所長

第十条 身体

第二十二條 第

第二十三條 第

通達 死体解剖

5 法第二条は、解することはあり得

が成立すること

7「身体の正常な

9 第十条は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従って必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。

刑法（死体損壊等）

第九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

死体解剖保存法における遺体使用の適法要件

- 目的は「**医学・歯学の教育又は研究に資すること**」であれば良く、「**解剖学の教育又は研究**」に限定されない
- **解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授**
厚生労働大臣が適当と認めたもの（死体解剖資格）**が行う解剖**
→ **罰則規程あり**（六月以下の懲役又は三万円以下の罰金）
- 「**解剖**」の範囲を逸脱しない程度の行為
→ **罰則規定あり**（三年以下の懲役）
→ **手術手技研修においてもこれらの要件を満たす必要がある！**

ものが解剖する場合

前項の規定に

をしようとする

処する。

省医務局長通知
本損壊罪の成立
は、**死体損壊罪**

手術手技研修を取り巻く環境・現状

・ 死体解剖保存法＋通達

目的：医学・歯学の教育又は研究に資する（「解剖学の教育又は研究」に限定していない）

解剖する者に関する規定とその罰則規定、「解剖」の範囲の逸脱による死体損壊罪適用の可能性

・ 手術手技研修とは？

（献体された）ご遺体を用いた臨床医学教育（特に外科手術手技）、Cadaver surgical training (CST)

「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に従って行われる必要がある

「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」解剖学雑誌 87: 21-23 (2012)

改訂版 <https://www.jssoc.or.jp/journal/guideline/info20180406-01.pdf>

『違法性を問われない遺体の利用とはどういうものを明確に指針として示したもの』

→ ガイドラインに沿っていない研修は、違法性を問われる可能性がある

「死体解剖保存法の「解剖」の概念に含まれる」（日本解剖学会の見解）

「従来の解剖学相教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン（臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン）における外科手術手技研修の相違点について」解剖学雑誌 88: 69-70 (2013)

<http://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

手術手技研修を取り巻く環境・現状

・死体解剖保存法＋通達

目的: 医学・歯学の教育又は研究に資する(「解剖学の教育又は研究」に限定していない)

解剖する者に関する相違点の異別相違「解剖」の範囲の逸脱による死体損壊罪適用の可能性

・手術

死体解剖保存法における適法の要件を満たすためのガイドライン制定

・ 目的は「臨床」医学・歯学の教育又は研究」

・ 「解剖学の教授が行う解剖」

→ 解剖学教授の「指導監督者」としての参画が必須

・ 「解剖」の範囲を逸脱しない程度の行為

→ 本法の「解剖」の概念に含まれるとの日本解剖学会の見解

→ ガイドラインを遵守しない手術手技研修は、違法性を問われる可能性あり

「死体解剖保存法の「解剖」の概念に含まれる」(日本解剖学会の見解)

「従来の解剖学相教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドライン (臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン) における外科手術手技研修の相違点について」解剖学雑誌 88: 69-70 (2013)

<http://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

- ・「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(解剖誌 87: 21-3 (2012))

「ご遺体を用いた従来の臨床解剖学教育・研究」と

「ご遺体を用いた外科手術手技研修」の切り分けが大事

※手術手技の向上や新規手術手技・医療機器の開発を目的とする行為 → ガイドラインの対象

解剖学的構造の解明と理解を目的とする行為

→ ガイドラインの対象外

従来の解剖学教室における臨床解剖学教育・研究といわゆるガイドラインにおける外科手術手技研修の相違点について (解剖誌 88: 69-70 (2013)) もご参照下さい

- ・ガイドライン下での手術手技研修の実施条件と運用上の留意点(抜粋)

表2 臨床医学の教育及び研究における遺体使用の実施条件

- ①臨床医学の教育及び研究を通じて医療安全の向上をはかり、国民福祉への貢献を目的とするもの
- ②医学教育、医学研究の一環として、医科大学（歯科大学、医学部・歯学部を置く大学）において、死体解剖保存法、献体法の範疇で実施するもの
- ③使用する解剖体は、以下を満たすものであること。1. 死亡した献体登録者が生前に、自己の身体が学生に対する解剖教育に加えて、医師（歯科医師を含む）による手術手技研修等の臨床医学の教育及び研究に使用されることについての書面による意思表示をしていること。2. 家族がいる場合には、家族からも理解と承諾を得られていること。
- ④実施にあたり、大学の倫理委員会に諮り、実施内容を十分に検討し承認を得ていること

留意点 営利を目的とせず、会計の透明性を担保する

倫理委員会審議前に研修計画を審議する専門委員会を設置

必ず専門委員会・倫理委員会での審議・承認を経てから実施

実施内容(会計報告を含む)のCST推進委員会(日本外科学会内)への報告義務

感染事故等への自己責任について受講者の事前同意を得る

※「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」にも従う必要があります

実際の実施にあたっては、関係する諸規定や文書を必ずご参照下さい

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日）
- ・ ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日）
- ・ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

☆ 留意点

第5章 研究により得られた結果等の取扱い

第10 研究により得られた結果等の説明

1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等

- (1) 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。

当該方針を定める際には、次に掲げる事項について考慮する必要がある。

ア 当該結果等が研究対象者の健康状態等を評価するための情報として、

その精度や確実性が十分であるか

イ 当該結果等が研究対象者の健康等にとって重要な事実であるか

ウ 当該結果等の説明が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす可能性があるか

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

解剖学会のガイドラインのページ

<https://www.anatomy.or.jp/jab-guideline.html>

anatomy.or.jp

学会について | 日本解剖学会

ガイドライン

- ▶ [死体解剖資格申請に関する解剖学会としての指針](#) (2021.04)
- ▶ [COVID-19感染予防に配慮した肉眼（系統、人体）解剖学実習の実施にかかる提言](#) (2021.01)
- ▶ [COVID-19感染予防に配慮した組織学実習の実施にかかる提言](#) (2021.01)
- ▶ [第4回 男女共同参画学協会連絡会大規模アンケートの概要と解剖学会会員回答の分析](#) (2020.06)
- ▶ [COVID-19に対する各大学の対応と解剖学教育への影響に関する緊急調査（暫定版）](#) (2020.04)
- ▶ [正常解剖における遺体取り違えについて](#) (2019.08)
- ▶ [正常解剖における遺体取り違え防止に関する提言](#) (2020.04)
- ▶ [危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針](#) (2020.03)
- ▶ [解剖学教室における感染症対策に関するアンケート調査報告書](#) (2017.01)
- ▶ [解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン](#) (2015.04.01)
 - ▶ [令和3年度版](#) (2021.12.21)
- ▶ [日本学術会議「科学者の行動規範」](#) (2014.04.17)

新指針下でのCST

- ・ ホームページ等での **当該CSTの情報公開**
- ・ (ご遺族への) **オプトアウトの機会の設定**
- ・ 上記内容の **研究計画書への記載**

解剖体を用いた研究についての考え方と実施に関するガイドライン

5. 解剖体を用いた教育研究により得られる結果等の取扱いについて

令和3年に施行された「生命・医学系指針」では、「研究により得られた結果等の取扱い」として、研究全体の結果ではなく個々の研究サンプルより得られた結果について、「研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない」との方針が示されている⁴⁾。「研究対象者」にはその家族・遺族も含まれるものと解釈されることから、既に亡くなった献体者の遺体である解剖体を使用した研究においても、この方針から免れるものではないものと考えられる。得られる結果の重要度に関わらず、個別の解剖体より得られる可能性のある結果に関する研究対象者への説明方針について、予め研究計画書に記載する必要があると考えられる。なお、本ガイドライン第4項3) および4) に該当する教育研究活動、すなわち、教育活動として行われる医学・歯学の解剖学実習等、および医学・歯学教育の一環として行われる解剖学実習において学生や教員が遭遇した少数の破格等に関する知見の報告については、倫理審査および承認が必要とされないため、この限りではない。

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

- ・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年12月22日)
- ・ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年3月29日)
- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日 → **令和4年3月10日一部改正**)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

☆ **変更点**(献体された遺体使用に関連する部分)

第9章 個人情報等、**試料及び死者の試料・情報に係る基本的責務**

第18 **個人情報の保護等**

3 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び研究期間の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる**試料・情報**に関しても、生存する個人に関する**情報**と同様に、**この指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。**

新指針下でのCST

- ・ ホームページ等での**当該CSTの情報公開**
- ・ (ご遺族への)**オプトアウトの機会の設定**
- ・ 上記内容の**研究計画書への記載**
- ・ **遺体使用でも生存個人と同様に、書類上・手続き上、適切な処置を講ずる**

臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン

・「**臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン**」(解剖誌 87: 21-3 (2012) → [2018.4.6改訂](#))

・改訂された点

研修の実施にあたり、営利を目的とせず、会計は**透明性を担保**することとする。ただし、研修参加者から必要な**参加費を徴収**すること及び事業者等から医療機器等の無償又は有償での貸出し、機器の安全な使用方法等について説明する者の派遣等を受けることができる。

利益相反マネジメント

表 3 本ガイドラインが求める利益相反状態の報告

手術手技研修等の実施に際しては、営利を目的とせず高い透明性を保つために、一般的な研究者個人に対する利益相反マネジメントに加えて、実施団体の利益相反マネジメントも、各大学内の専門委員会等と日本外科学会CST推進委員会に報告すること。

①手術手技研修等の実施責任者と指導監督者の利益相反状態の報告

- ・「日本医学会医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」(日本医学会)などのCOIマネジメントのガイドラインに沿い、利益相反状態を報告すること
- ・実施代表者・指導監督者が寄付講座等に所属する医師で、実施内容が寄付企業等と利益相反状態にある場合には明記すること

②手術手技研修等の実施団体(大学の臨床講座、学会、研究会、セミナー等)の利益相反状態の報告

- ・参加費を徴収した場合は、詳細を明記すること
- ・企業、団体、個人からの寄付、協賛などの援助を得た場合にはその内容を報告すること
- ・広告に対する広告費を得た場合には、その内容を報告すること
- ・企業、団体等から医療機器等の貸与や、機器の使用に関する技術支援や機器の持ち込み等の**労務提供**などがある場合には、無償、有償の別、金額の多寡、労務内容を問わず、その内容を報告すること

・適切な利益相反マネジメント

・受益者負担(受講料徴収)

③産学連携などによる研究・開発等の実施における利益相反状態の報告

- ・学内の倫理委員会等の書類を添えて、実施内容が本ガイドラインを遵守していることを報告すること

ガイドラインと倫理指針を満たすために

- ・「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」(解剖誌 87: 21-3 (2012) → 2018.4.6改訂)

- ・ 篤志献体の会会員へのCSTの周知と同意
- ・ 専門委員会の設置
- ・ 専門委員会・倫理委員会での審議・承認
- ・ 感染事故等への自己責任に関する事前同意
- ・ 会計の透明性の確保
 - 適切な利益相反マネジメント
 - 受益者負担(受講料の徴収)
- ・ 研修実施(開始・終了時の黙祷)
- ・ 会計報告を含む実施内容の専門委員会での審議・承認と、CST推進委員会への報告

- ・ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日 → 令和4年3月10日一部改正)

新指針下でのCST

- ・ ホームページ等での当該CSTの情報公開
- ・ (ご遺族への)オプトアウトの機会の設定
- ・ 上記内容の研究計画書への記載
- ・ 遺体使用でも生存個人と同様に、書類上・手続き上、適切な処置を講ずる

関西医科大学におけるCST導入

○導入の経緯

2019年 4月 関西医科大学への異動、学長からの指示→解剖学講座が主体

○導入時期

構想から導入まで2年を要した

2019年10月 厚労省補助金(設備整備事業)の大阪府意向調査 申請

12月 学内ワーキンググループ立ち上げ

2020年 2月 学内アンケート調査(外科系)

6月 学内アンケート調査(内科系・基礎医学系)

7月 専門委員会内規策定

2019年 9月 関西医大白菊会総会(会則変更と、講演によるCSTの周知)

10月 郵送による全会員への意向調査

2021年 3月 整形外科学CST実施

5月 CST推進委員会への実施報告書提出

時間と手間の
ボトルネック

時間的なボトルネック

関西医科大学におけるCST導入

○篤志献体の会会員への周知・意向調査の方法

総会での講演による周知

整形外科学講座・齋藤貴徳(主任教授)

解剖学講座・北田容章(主任教授)

全会員への意向調査(書面の郵送・返送)

新規入会会員への案内等

パンフレット新調(CST等の"献体の新たな役割"について説明文を追加)

入会時同意文書の様式の変更(CST等を明記)

ご遺体引き取り時文書

遺体引き取り時のご遺族同意文書の様式の変更(CST等を明記)

総会・会誌での報告

CST開始の御礼

参加診療科の明記

関西医科大学におけるCST導入

○専門委員会の体制

委員長 解剖学講座・北田容章(主任教授)

委員 整形外科学講座・齋藤貴徳(主任教授)

外科学講座・関本貢嗣(主任教授)

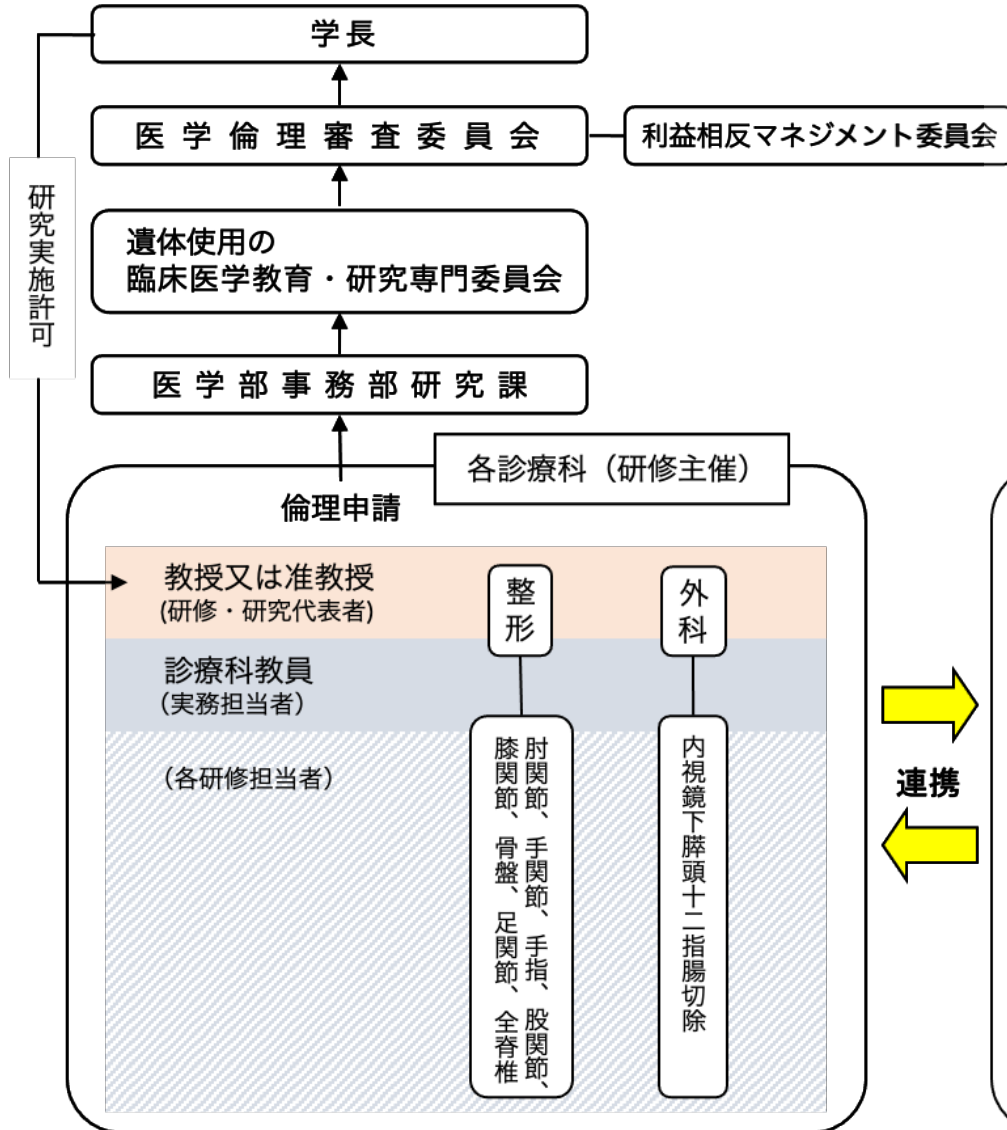
脳神経外科学講座・浅井昭雄(主任教授)

胸部外科学講座・村川知弘(主任教授)

関西医大白菊会・藤澤直子(会長)

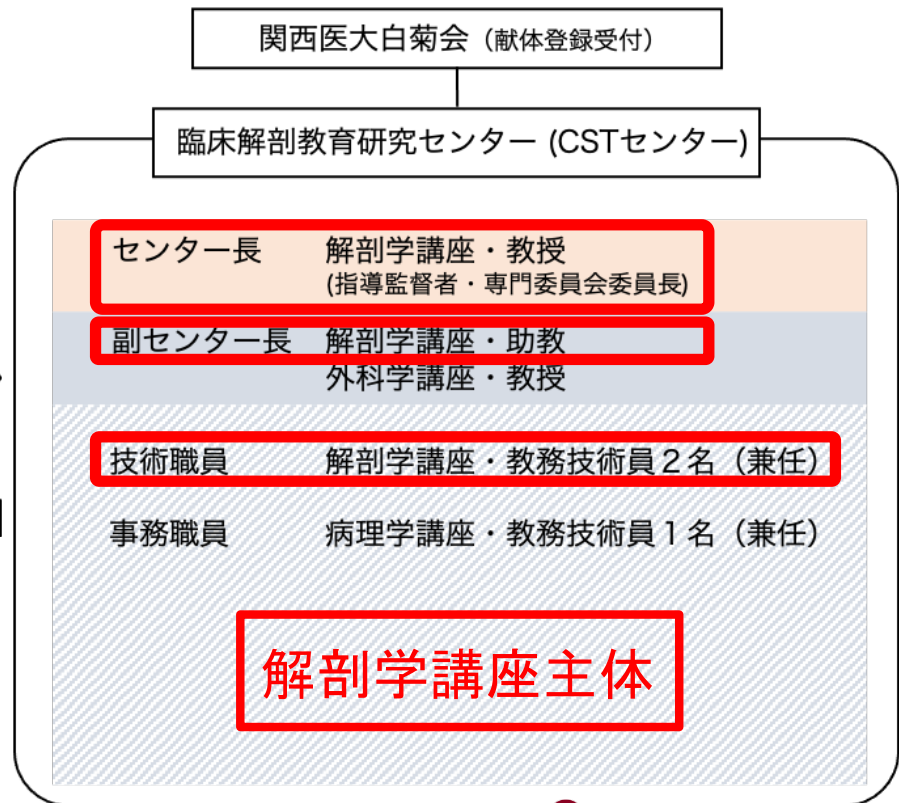
関西医科大学におけるCST導入

○現在のCST実施に係る体制



センター化
しかし、予算ゼロスタート...

予算的なボトルネック



関西医科大学におけるCST運営

○現在のCST実施規模

※参加診療科

令和2年度 整形外科学 8研修(3日間)

令和3年度 整形外科学 17研修(6日間)

外科学講座 1研修(1日間)

※参加者(のべ人数)

令和2年度 整形外科学 講師10名、スタッフ10名、受講者59名、見学者37名

令和3年度 整形外科学 講師27名、スタッフ56名、受講者105名、見学者57名

外科学 講師3名、受講者11名、見学者12名

※使用遺体数

令和2年度 整形外科学 3体

令和3年度 整形外科学 5体、外科学 1体(計6体)

関西医科大学におけるCST運営

○現在のCST実施に係る資金の原資

- ・ 大学＋厚労省(機器整備費)

令和2年度 33,584,540円

- ・ 解剖学講座(系統解剖としての予算)

令和2年度 407,691円 (消耗品 407,691円、設備備品費 0円)

令和3年度 2,967,081円 (消耗品 341,318円、設備備品費 2,625,763円)

- ・ 各外科系講座(講座費)

令和2年度

整形外科学講座 1,376,491円

令和3年度

整形外科学講座 324,280円(+3月実施分 現在報告書作成中)

外科学講座 378,870円

予算的なボトルネック

受講料は未徴収です

関西医科大学におけるCST運営

○CSTに係る事務作業を行う主体

- ・学内文書(倫理審査申請書・研究計画書)

CSTセンター(解剖学講座)が学内文書の様式を作成

→ 参加診療科が必要事項を記載し、申請

- ・日程調整

CSTセンター(解剖学講座)が参加診療科責任者と日程調整

- ・学内文書(感染に関する同意書・守秘義務に関する誓約書)

CSTセンター(解剖学講座)が学内文書の様式を作成

→ 参加診療科がとりまとめ、CSTセンター(解剖学講座)に提出

- ・CST推進委員会への報告書

CSTセンター(解剖学講座)が各外科系講座へ作成依頼

→ CSTセンター(解剖学講座)がとりまとめ、報告

- ・外部資金申請書の作成

CSTセンター(解剖学講座)が作成・申請

解剖学講座の事務的負担は大きい

関西医科大学におけるCST運営

○CSTの会場・設備・備品

会場

解剖学実習室

設備・備品(CSTセンターにて管理)

遺体ロッカー(冷却・10体用) 2台

内視鏡装置(病院からの払い下げ) 1台

電動油圧式手術台 3台

超音波診断装置 1台

超音波洗浄器 1台

診療用照明器 9台

(電気メス 3台)

器具・消耗品等

各診療科にて購入・管理

解剖学講座の費用的負担も大きい

関西医科大学におけるCST導入

○CSTに供するご遺体の準備・管理

- ・ご遺体の固定

Thiel法固定 – 搬入後24時間以内に固定措置
(ホルマリン固定)

- ・ご遺体の管理

冷蔵保存(専用ロッカー)

○CSTの開催日時等

- ・開催日時

11月以降の平日と第2・第4の週末(土・日・祝)

※Thiel法固定遺体の保存状況、技術職員の出勤状況を勘案

- ・解剖学講座の関与

教員1名以上・技術職員1名以上の立ち合い

解剖学講座の時間的負担は
かなり大きい

関西医科大学におけるCST導入

○CST受講料徴収

- ・未導入

※受講料の「寄付」としての取扱い

→ 大学本体へのインセンティブが発生してしまうため、
受講料徴収のための新たなシステム構築が必要

○ご遺体を用いた臨床研究等

- ・未導入

※整形外科学による生体力学的研究には、新鮮凍結遺体が必須

→ 新鮮凍結遺体保存のための施設・設備が未整備のため、未導入

関西医科大学におけるCSTの課題と今後の方向性

○コロナ禍におけるCSTの変化

- 搬入遺体数の減少
- 参加者(業者関連含む)全員のPCR/抗原検査の実施
- 見学者の人数制限

○現時点での課題と今後の方向性

- 白菊会会員数の増加
 - 入会時要件の緩和(入会者満50歳以上、3親等以内の成人親族2名の同意)
- 受講料徴収実現のための環境整備
 - 学内規程の整備(大学へのインセンティブが生じないように!)、財務部との調整
- 参加診療科数の増加
 - 各外科系診療科医師によるCSTの見学
- 研修事業安定化のための学内予算確保
 - 実績作り・実績作り・実績作り……

休みの土日祝日も来て
大学のために頑張ってるんだから
予算くらいつけて欲しい!

関西医科大学におけるCSTの課題と今後の方向性

○ディスカッション課題

コロナ禍におけるCST開催基準

A 学外からの参加

- 1 CST推進委員会の権限で「認めない」とする
- 2 CST推進委員会が一定程度の制限を設ける
- 3 CST推進委員会は判断せず、大学の規定や診療科の判断に委ねる
- 4 その他(具体的に)

B CST開催においてクラスター等が発生した場合の責任の所在

- 1 CST主催大学の学長や医学部長等
- 2 CST主催の各診療科担当教授
- 3 CST主催の各診療科担当教員
- 4 その他(具体的に)

まとめ

関西医科大学では、

解剖学講座主導でCST事業を立ち上げ、

解剖学講座主導でCST事業を運営しています

この方式では、必ず解剖学講座に大きな負担がかかります

運営そのものに係る事務作業

運営そのものに係る連絡調整

運営そのものが円滑となるような心配り

金銭面での負担

→ 全て解剖学講座からの持ち出し

受益は完全にゼロ

解剖学主体でCSTを導入するなら、

- 最初から適切な予算配分がなされるべき
- 最初からプラスアルファの人員配置がなされるべき と考えます

謝辞

関西医大白菊会

藤澤直子会長、堂迫千草副会長、
会員のみなさま

関西医科大学

遺体使用の臨床医学教育・
研究専門委員会

友田幸一学長
整形外科学講座・齋藤貴徳教授、
外科学講座・関本貢嗣教授
脳神経外科学講座・浅井昭雄教授
呼吸器外科学講座・村川知弘教授
松田公志病院長

附属病院

臨床解剖教育研究センター

解剖学講座・中野洋補助教

解剖学主体で行う場合は、
解剖学講座の中に主たる担当者が必要です！

解剖学講座・中井吉保教務技術員
解剖学講座・和田住悠教務技術員
病理学講座・徳山陽子教務技術員
堀井恵美子診療教授、久保田まりあ様
橋本大輔診療講師、藤本彩夏様
課員のみなさま

整形外科学講座

外科学講座

医学部事務部学生課